和歌山市介護給付費における支給決定基準

目次

１　　支給決定基準の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　　居宅介護支給決定基準（身体介護、家事援助）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

３　　居宅介護支給決定基準（通院等介助の算定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

４　　同行援護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

５　　行動援護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

６　　重度訪問介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

７　　重度障害者等包括支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

８　　短期入所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

９　　共同生活援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

１０　就労継続支援Ｂ型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

１１　地域移行支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

１２　地域定着支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

１３　自立生活援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

１４　非定型の支給決定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

１５　施行時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

別紙１・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

別紙２・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

別表１～３・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

別表４～７・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

別表８～１０・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

別表１１～１２・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

別表１３～１６・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

別表１７・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

**１　支給決定基準の考え方**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における介護給付費の支給に関する決定基準を次のとおり定める。

　なお、この基準は、支給決定の際の標準的な支給決定量を表すものであり、必ずしも各時間数等において、その数値をそのまま支給決定していくものではなく、サービス利用意向にあわせて行うものとする。

　この支給決定基準は国の事務連絡「介護給付費に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」及び、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第５２３号）」に基づき作成する。

**２　居宅介護支給決定基準（身体介護、家事援助の算定）**

（１）対象者

　和歌山市介護給付等の支給に関する審査会において認定された障害支援区分（以下、「障害支援区分」という。）が区分１以上の者とする。

　介護保険の対象者は、原則、居宅介護（身体介護、家事援助）の支給対象外とするが、「介護保険サービスと障害福祉サービスの併給を認める場合の判断基準」に基づき、該当者のみ算定可能とする。

　生活保護受給者のうち、４０歳から６４歳の者の介護保険対象者（特定疾病）については、生活保護の他法優先により、基本的には障害福祉サービスを優先とする。

また、重度訪問介護、重度障害者等包括支援の支給決定者は、居宅介護の支給決定を行わない。

（２）基本時間の算出

　障害支援区分と、介護力の大きさをＡ・Ｂ・Ｃの３段階に分け、別表１のとおり基本時間を算出する。介護力の区分については、別表２のとおりとする。

　なお、身体介護、家事援助の区分については、具体的な利用希望を聴き取り、介護内容に応じて分類し、その合計時間が別表１の身体介護、家事援助の合計時間の範囲内で支給決定を行うものとする。　　　　　　　　　ただし、区分１の場合は身体介護の決定は行わない。

また、１カ月あたりの支給量を決める算定方法は以下のとおりとする。ただし、連続して３日利用するなど、下記計算方法では支給決定量に満たない場合は、個別に対応する。

　週に１～２回の利用の場合・・・・１回あたりの利用時間×週の利用回数×５＝月支給量

　週に３～６回以上利用の場合・・・１回あたりの利用時間×週の利用回数×４．５＝月支給量

　毎日の場合・・・・・・・・・・・×３１日

（３）加算時間の算出

　別表３のとおり、「住居の状況・世帯の状況に関すること」４項目、「本人の心身の状況に関すること」７項目で該当する項目におのおの評価点数を設ける。

　別表３で算出した点数の区分ごとに、別表４のとおり加算割合を乗じて加算時間数を算出する。

（４）減算時間の算出

　別表５のとおり、以下の項目について減算する。

　ア　障害支援区分６で日中活動系サービスを利用している場合、減算を行う。

　　　日中活動系サービスは概ね週に４回以上利用している場合に適用し、減算を行う。

　イ　介護保険対象者の場合、障害支援区分ごとに減算を行う。

（５）１回あたりの時間数

身体介護は３時間、家事援助は１時間３０分を基本時間として決定するが、基本時間未満（３０分以上）での利用も可能である。基本時間を超えて利用を希望する場合は、市と協議のうえ、その必要性を、ケアプランに盛り込むこと。

**３　居宅介護支給決定基準（通院等介助、通院等乗降介助の算定）**

（１）対象者

ア　通院等介助（身体介護を伴う）の対象者は次のいずれにも該当しケアプランに通院介助等が含まれている者とする。

　①障害支援区分が区分２以上である者

　②障害支援区分の認定調査項目において以下の項目のいずれか一つ以上に認定されている者

・「歩行」：「全面的な支援が必要」

・「移乗」 ：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

・「移動」 ：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

・「排尿」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

・「排便」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

イ　通院等介助（身体介護を伴わない場合）の対象者は、障害支援区分１以上で、ケアプランに通院介助が含まれている場合とする。

行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援の支給決定者は、支給決定を行わない。

（２）基本時間の算出

　　概ね３か月に１回以上の通院を対象とし、必要回数を算定する。３か月に１回未満の通院については、変更申請にて適宜対応する。

１カ月あたりの支給量を決める算定方法は以下のとおりとする。ただし、連続して３日利用するなど、下記計算方法では支給決定量に満たない場合は、個別に対応する。

　週に１～２回の利用の場合・・・・１回あたりの利用時間×週の利用回数×５＝月支給量

　週に３～６回以上利用の場合・・・１回あたりの利用時間×週の利用回数×４．５＝月支給量

　毎日の場合・・・・・・・・・・・×３１日

　　グループホーム、救護施設及び母子生活支援施設の利用者に係る通院等介助については、原則として施設職員の対応とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、月２回を標準として支給決定できるものとする。

**４　同行援護支給決定基準**

（１）対象者

対象者の要件として別紙１の同行援護アセスメント票の調査項目の項の各欄の区分に応じ、そ

　れぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ０点の項から２点の項までに当てはめて算出し

　た点数のうち、移動障害の欄に係る点数が１点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数

　のいずれかが１点以上である者とする。

（２）基本時間の算出

　　具体的な利用希望を聴き取り、別表６のとおり基本時間を算出するものとする。

なお、基本時間を超える支給時間を必要とする場合は、具体的な利用希望を聴き取り、社会的理

由による支給量について、個別に必要な時間数を加算することができるものとする。

　また、就労（一般就労に限る）に伴う通勤の訓練のため、移動支援事業の利用決定を受ける場合は、その時間数を減算するものとする。

**５　行動援護支給決定基準**

（１）対象者

　　障害支援区分３以上で、行動援護の調査項目の合計点数が１０点以上の者とする。

（２）基本時間の算出

　　別表７のとおり障害支援区分に応じて基本時間を算出する。なお、通院等介助分については、必要時間数を加算する。また、居宅介護との併給が必要な場合は、居宅介護の支給決定時間と合算して、行動援護の支給決定時間の範囲内で決定する。

（３）加算時間の算出

　　体重・体格等の状況で１人での対応が困難な場合、及び行動援護の調査項目の合計点数により別表８のとおり加算割合に応じて加算する。

　　ただし、加算時間の合計時間が基本時間の２倍を超えない範囲内で加算を行う。

（４）減算時間の算出

　　　別表９のとおり、以下の項目について減算する。

　ア　日中活動系サービスを利用している場合、障害支援区分ごとに減算を行う。

　　　　日中活動系サービスは概ね週に４回以上利用している場合に適用し、減算する。

　イ　介護保険対象者の場合、障害支援区分ごとに減算を行う。

ウ　身体介護と併せて支給決定する場合は、身体介護で算定される時間数を減算する。

（５）行動援護利用の特例

　　６（１）ウの行動援護を有する者が重度訪問介護を利用する場合の、行動援護事業者等による一定期間の問題行動のアセスメントを実施する場合に限り、基本的に外出時の支援とされる行動援護について、必要な期間、居宅内での行動援護の利用を認める。

**６　重度訪問介護支給決定基準**

（１）対象者

　　障害支援区分４以上で、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者とする。

（ア）次の①及び②のいずれにも該当していること。

①二肢以上に麻痺等があること。

②障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。

（イ）障害支援区分の認定調査項目のうち行動援護の調査項目合計点数が１０点以上である者。

　（ウ）行動援護を有する者が重度訪問介護を利用する場合は、相談支援事業者を中心とした連携体制の下、行動援護事業者等が一定期間、問題行動のアセスメントや居宅内環境調整等を行いつつ、居宅介護や他のサービスによる支援を行いながら、サービス担当者会議等における連携により支援方法等の共有を進め、支援方法等が共有された段階で、サービス等利用計画の変更を行い、重度訪問介護の利用を開始するものとする。

ただし、介護保険の対象者は、原則、重度訪問介護の支給対象外とするが、「介護保険サービスと障害福祉サービスの併給を認める場合の判断基準」に基づき、該当者のみ算定可能とする。

　　生活保護受給者のうち、４０歳から６４歳の者の介護保険対象者（特定疾病）については、生活保護の他法優先により、基本的には障害福祉サービスを優先とする。

居宅介護の支給決定者は、支給決定を行わない。

（２）基本時間の算出

　　　別表１０のとおり、障害支援区分と介護力の大きさをＡ・Ｂ・Ｃの３段階に分け、基本時間を算出する。介護力の区分については、別表２のとおりとする。

（３）加算時間の算出

　　　別表１１のとおり、「住居の状況・世帯の状況に関すること」４項目、「本人の身体の状況に関すること」７項目で該当する項目におのおの評価点数を設ける。

　　　別表１１で算出した合計点数の区分ごとに、別表１２のとおり加算割合を乗じて加算時間数を算出する。

（４）減算時間の算出

　　　別表１３のとおり、以下の項目について減算する。

ア　日中活動系サービスを利用している場合、障害支援区分ごとに減算を行う。

　　　　日中活動系サービスは概ね週に４回以上利用している場合に適用する。

イ　介護保険対象者の場合、障害支援区分ごとに減算を行う。ただし、６５歳未満の生活保護受給者はこの限りではない。

ウ　行動援護と併せて支給決定する場合は、行動援護で算定される時間数を減算する。

（５）移動加算分の算出

　　　（２）から（４）により算出された時間数の内、原則として２０時間について移動介護加算分を算定する。

（６）通院等介助について

　　　（２）から（４）により算出された時間数に、必要時間数を通院等介助分として加算する。

**７　重度障害者等包括支援支給決定基準**

（１）対象者

　　　障害支援区分６で、意思の疎通に著しい困難を有する者のうち、次のいずれかに該当する者。

|  |
| --- |
| 類　　　型 |
| 重度訪問介護の対象者であって、四肢全てに麻痺等があり、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定された障害者のうち右のいずれかに該当する者 | 人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 |
| 最重度知的障害者 |
| 障害支援区分の認定調査項目のうち行動援護の調査項目の合計点数が１０点以上である者 |

他の障害福祉サービスとの併給はできない。

（２）基本時間の算出

　　　介護力の大きさをＡ・Ｂ・Ｃの３段階に分け、別表１４のとおり該当者と該当者のうち介護保険対象者に分けて基本時間を算出する。なお、通院等介助分については、必要時間数を加算する。

**８　短期入所支給決定基準**

（１）対象者

　　　障害支援区分１以上の者とする。

（２）基本日数

　　　別表１５のとおり、基本日数を５日とする。

（３）加算日数の算出

　　　別表１６のとおり、各項目に該当する日数を加算する。

（４）長期（連続）利用日数の上限について

　　　連続利用は３０日を限度とする。なお、連続して３０日利用した後、１日以上利用しない期間があれば、再度連続した３０日以内の利用は可能とする。年間利用日数は１年の半分（１８０日）を目安にすることをケアプランに位置付ける。

　　　ただし、「介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった場合」等のやむを得ない事情がある場合においては

　　　この限りではない。

**９　共同生活援助支給決定基準**

（１）対象者

　　　障害者（身体障害者にあっては、６５歳未満の者又は６５歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）

入浴、排泄又は食事等の介護の提供を受けることを希望しない障害者については、必ずしも障害支援区分の認定は必要ではないが、障害支援区分の認定を受けずに指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所を利用する場合は、当該利用者の障害支援区分を「非該当」とみなすものとする。

（２）受託居宅介護サービスの対象者及び支給決定時間

　　　指定共同生活援助（外部サービス利用型）事業所を利用できる対象者は、障害支援区分２以上に該当する障害者に限る。

支給決定対象となる者が、受託居宅介護サービスの提供を受ける事を希望する場合は、別表１７のとおり、障害支援区分に応じた基本時間内で支給決定を行うものとする。

（３）体験入所について

　　　共同生活援助への入居を具体的に検討している場合、正式な支給決定前に、体験的な利用として支給決定を行う。

利用期間は、連続３０日以内、かつ支給決定日より年間５０日以内とし、更新も可能である。

**１０　就労継続支援Ｂ型**

1. 対象者

　就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような者が挙げられる。

* 1. 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者。
	2. ５０歳に達している者又は障害年金１級受給者
	3. ①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者
	4. 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者等によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者。

※④の者のうち「新規の入所希望者以外の者」については、原則、平成２４年４月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求めた上で、引き続き、就労継続支援Ｂ型の利用を認める。

・　法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）

　　・　法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者

但し、①～④までのいずれにおいても、原則６５歳以上の者の決定においては、６５歳に達する前日において何らかの障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた者に限る。

**１１　地域移行支援**

（１）対象者

以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者を対象者とする。

①障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者（児童福祉施設に入所する１８歳以上の者、障害者支援施設等に入所する１５歳以上の障害者みなしの者も対象。）

②精神科病院に入院している精神障害者（長期に入院していることから地域移行に向けた支援の必要性が相対的に高いと見込まれる直近の入院期間が１年以上の者を中心に対象者とすることとするが、直近の入院期間が１年未満である者であっても、例えば措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者も対象とする。）

③救護施設及び更生施設に入所している障害者。

④刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）及び少年院に収容されている障害者。

　　　⑤更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者。

**１２　地域定着支援**

（１）対象者

障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等のうち、以下の者を対象者とする。（ただし、共同生活介護、共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者は除く。）

1. 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者。

　　　②居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、その障害者に対する当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者。

自立訓練（生活訓練）及び自立生活援助との併給はできない。

**１３　自立生活援助**

（１）対象者

障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居を利用していた障害者又は居宅において単身であるため若しくは、その家族と同居している場合であっても、当該家族等が障害や疾病のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者であって、支援を要するもの。具体的には以下の対象者とする。

　　①障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者

　②共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者

　　　③精神科病院に入院していた精神障害者

　　　④救護施設又は更新施設に入所していた障害者

　　　⑤刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障害者

　　　⑥更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者

　　　⑦現に地域において一人暮らしをしている障害者又は同居する家族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障害者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者

ただし、自立生活援助は、地域定着支援の支援内容を包含するため、地域定着支援の併給はできない。

**１４　非定型の支給決定基準**

　　 利用者の支給希望量が、和歌山市が必要として勘案した支給決定案を著しく超過する場合は、和歌山市介護給付等の支給に関する審査会に諮り、意見を聞いたうえで支給決定を行うものとする。

**１５　施行時期**

　　　この基準は、令和３年４月１日以降の支給決定から適用する。

（平成１８年１１月１日制定）

（平成２０年４月１日改正）

（平成２３年１月１４日改正）

（平成２３年１０月１日改正）

（平成２５年４月１日改正）

（平成２６年１月６日改正）

（平成２６年４月１日改正）

（平成２７年４月１日改正）

（平成２７年８月１日改正）

（平成３０年９月１日改正）

（令和２年４月１日改正）

（令和３年４月１日改正）

別紙１

同行援護サービスアセスメント票

調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ０点の項から２点の項までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が１点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが１点以上である者について、必要に応じて同行援護サービスを支給決定することができるものとする。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 調査項目 | ０点 | １点 | ２点 | 特記事項 | 備考 |
| 視力障害 | 視力 | １．普通（日常生活に支障がない。） | ２．約１ｍ離れた視力確認表の図は見ることができるが、目の前に置いた場合は見ることができない。３．目の前に置いた視力確認表の図は見ることができるが、遠ざかると見ることができない。 | ４．ほとんど見えない。５．見えているのか判断不能である。 |  | 矯正視力による測定とする。 |
| 視野障害 | 視野 | １．視野障害がない。２．視野障害の１点又は２点の事項に該当しない。 | ３．周辺視野角度（Ⅰ/四視標による。以下同じ）の総和が左右眼それぞれ80度以下であり、かつ、両眼中心視野角度（Ⅰ/二視標による。以下同じ。）が56度以下である。４．両眼開放視認点数が70点以下であり、かつ、両眼中心視野視認点数が40点以下である。 | ５．周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下であり、かつ、両眼中心視野角度が28度以下である。６．両眼開放視認点数が70点以下であり、かつ、両眼中心視野視認点数が20点以下である。 | 視力障害の１点又は2点の事項に該当せず、視野に障害がある場合に評価する。 |  |
| 夜盲 | 網膜色素変性症等による夜盲等 | １．網膜色素変性症等による夜盲等がない２．夜盲の１点の事項に該当しない。 | ３．暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある。 | ― | 視力障害又は視野障害の１点又は２点の事項に該当せず、夜盲等の症状により移動に著しく困難をきたしたものである場合に評価する。必要に応じて別紙２の医師意見書を添付する。 | 人的な支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する |
| 移動障害 | 盲人安全つえ（又は盲導犬）の使用による単独歩行 | １．慣れていない場所であっても歩行ができる。 | ２．慣れた場所での歩行のみできる | ３．慣れた場所であっても歩行ができない。 | 夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとする。 | 人的な支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する。 |

　注1 「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等を

いう。

　注２　「歩行」については、「車いす操作」等の移動手段を含む。

別紙２

同行援護対象者（夜盲等）に係る医師意見書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |  | 生年月日 | 年　　月　　日生（　歳） |
| 障害名及び原因となった疾病・外傷名 |
| 身体障害者手帳の有無　　　　有　　　　無障害程度等級　　視力：　　　　　　級　　　　　　　　視野：　　　　　　級 |
| 障害の状況（夜盲等の有無について、どちらかに○をつけてください。）　　　　※「夜盲等」の「等」は、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等が想定される。　　・移動に困難をきたす程度の夜盲等が認められる　　　　　夜盲等の原因となる疾病等　　・移動に困難をきたす程度の夜盲等が認められない |
| 備考 |
| 上記の通り意見する　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　医療機関名医療機関所在地　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　　　　　　　　　　　　診療担当科名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　作成医師氏名　　　　　　　　　　　　　　　印 |

　別表1《居宅介護》　基本時間

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　　　介護力障害支援区分 | 介護力Ａ | 介護力Ｂ | 介護力Ｃ |
| 身体介護 | 家事援助 | 身体介護 | 家事援助 | 身体介護 | 家事援助 |
| 区分６（重度障害者包括支援対象者） | ６８ | １５ | ５７ | １０ | ４６ | ５ |
| 区分６（上記以外の方） | ５０ | ４２ | ３３ |
| 区分５ | ３３ | ２８ | ２２ |
| 区分４ | １９ | １６ | １２ |
| 区分３ | ８ | ７ | ５ |
| 区分２ | ４ | ３ | ２ |
| 区分１ | ０ | ０ | ０ |

　※身体介護と家事援助を合計した時間を上限とする。ただし、区分１の場合は身体介護の決定は行わない。

　別表２《居宅介護》　介護力の区分

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 内　　　容 |
| 介護力Ａ | 当該障害者のみにより構成される世帯の場合、又は同居家族が居るが、何らかの理由により同居者からの介護だけでなく家事についても負担が望めない場合 |
| 介護力Ｂ | 現に介護を行っているものがあり、家事の負担は一定期待できるが、何らかの理由により介護にあたる時間や能力が大きく制限される場合 |
| 介護力Ｃ | 現に介護を行っている者があり、上記Ａ、Ｂのいずれにも該当しない場合 |

　別表３《居宅介護》　加算時間の評価点数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 加算項目 | 身体介護 | 家事援助 |
| 住居の状況・世帯の状況 | 住居内の状況として車いすによる移動が困難な場合 | １ |  |
| 住宅の物理的な環境から入浴に非常に手間がかかる場合（ただし、ケアプランに入浴介護が含まれる場合） | １ |  |
| 長期間（概ね６か月以上）の入所・入院状態から退所・退院するにあたり、一時的に多くの支給量が必要な場合（３ケ月ごとに状況確認し、最大６ヶ月間） | ２ | ３ |
| 家族等との同居から単身生活を始めたばかりで生活に慣れるまで一時的に多くの支給量が必要な場合（３ケ月ごとに状況確認し、最大６ヶ月間） | ２ | ３ |
| 本人の心身の状況に関すること | 時間を要するコミュニケーション支援が必要な場合 | ２ | ２ |
| 治療の必要な疾患があり、医師より健康管理が必要な場合 | ３ |  |
| 嚥下が困難であり、食事に時間を要する場合（ただし、ケアプランに食事介護が含まれる場合のみ） | １ |  |
| 嚥下が困難等のため、きざみ食やミキサー食等が必要であり、物理的に調理行為に時間を要する場合（ただし、ケアプランに調理が含まれる場合） |  | １ |
| 体重・体格・麻痺等の状況から移乗等に際して１人での対応が困難であり、２人介護の必要がある場合（ただし、ケアプランに２人介護が含まれる場合） | ５ |  |
| 行動援護の対象者となっており、居宅内においても介護を実施する必要性が著しく高い場合 | ３ | ３ |
| 精神障害があり、在宅生活の維持のため特別な必要性がある場合 | ３ | ３ |
| 加算項目の合計評価点 | 　点 | 　　点 |

　別表４《居宅介護》　加算時間数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 加算項目 | 基本時間数 | 加算割合 | 加算時間数 |
| 身体介護の加算 | □評価点数の合計が１～２点の場合 |  | ×２０％ |  |
| □評価点数の合計が３～４点の場合 |  | ×２５％ |  |
| □評価点数の合計が５点～の場合 |  | ×３０％ |  |
| 合計加算時間数 | 　　　　時間 |
| 家事援助の加算 | □評価点数が１点の場合 |  | ×２０％ |  |
| □評価点数が２点の場合 |  | ×２５％ |  |
| □評価点数が３点の場合 |  | ×３０％ |  |
| 合計加算時間数 | 　　　　時間 |

　※端数は、切り上げ

　別表５《居宅介護》　減算時間数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 減算項目 | 身体介護 | 家事援助 |
| □　区分６（重度障害者包括支援対象者）で日中活動系サービスを受けている場合 | ６ | ２ |
| □　区分６（上記以外の方）で日中活動系サービスを受けている場合 | ４ | １ |
| □　区分６（重度障害者包括支援対象者）で介護保険対象者 | １２ | ２ |
| □　区分６（上記以外の方）で介護保険対象者 | ８ | ２ |
| □　区分５で介護保険対象者 | ５ | ２ |
| □　区分４で介護保険対象者 | ２ | ２ |
| 合計減算時間数 | 　　　時間 | 　　　時間 |

別表６《同行援護》基本時間数及び加算時間数

|  |  |
| --- | --- |
| 私的理由 | 個人の選好に基づいて行う社会参加活動等、私的理由による利用については、基本時間数として月４０時間以内で支給決定する。但し、グループホーム入居者、救護施設入所者、母子生活支援施設入所者については月１０時間とする。また、養護老人ホームの入居者については月２０時間とする。就労（一般就労に限る）に伴う通勤の訓練のため、移動支援事業の利用決定を受ける場合は、その時間数を減算するものとする。 |
| 社会的理由 | 会議参加等、社会生活上必要不可欠な外出については、具体的な利用希望を聴き取り、必要量を加算することができる。 |

別表７《行動援護》　基本時間数

|  |  |
| --- | --- |
| 障害支援区分 | 基本時間数 |
| 区分６（重度障害者包括支援対象者） | ５５ |
| 区分６（上記以外の方） | ５０ |
| 区分５ | ４０ |
| 区分４ | ３０ |
| 区分３ | ２０ |

別表８《行動援護》　加算時間数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 加算項目（３項目のうち、該当すれば１項目を選択） | 基本時間 | 加算割合 | 加算時間数 |
| □１人対応が困難な場合 |  | 　×２倍 |  |
| 調査項目の合計点数 |  □１１点　～　１５点 |  | 　×１．５倍 |  |
| 　 □１６点以上 |  | 　×２倍 |  |
| 加算時間数 | 　　　　　　時間 |

※端数は、切り上げ

別表９《行動援護》　減算時間数

|  |  |
| --- | --- |
| 減算項目 | 減算時間数 |
| □　区分６（重度障害者包括支援対象者）で日中活動系サービスを受けている場合 | １０ |
| □　区分６（上記以外の方）で日中活動系サービスを受けている場合 | ９ |
| □　区分５で日中活動系サービスを受けている場合 | ７ |
| □　区分４で日中活動系サービスを受けている場合 | ４ |
| □　区分３で日中活動系サービスを受けている場合 | ３ |
| □　区分６（重度障害者包括支援対象者）で介護保険対象者 | ２２ |
| □　区分６（上記以外の方）で介護保険対象者 | ２０ |
| □　区分５で介護保険対象者 | １５ |
| □　区分４で介護保険対象者 | １０ |
| □　区分３で介護保険対象者 | ５ |
| □　身体介護と併せて支給決定する場合 | 身体介護で算定される時間数 |
| 合計減算時間数 | 　　　　時間 |

別表１０《重度訪問介護》　基本時間数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　介護力障害支援区分 | 介護力Ａ | 介護力Ｂ | 介護力Ｃ |
| 区分６（重度障害者包括支援対象者） | ２４８ | ２０６ | １６５ |
| 区分６（上記以外の方） | ２０６ | １７２ | １３７ |
| 区分５ | １６５ | １３８ | １１０ |
| 区分４ | １３２ | １１０ | ８８ |

別表１１《重度訪問介護》　加算時間の評価点数

|  |  |
| --- | --- |
| 加算項目 | 加算点数 |
| 住居の状況・世帯の状況 | 住居内の状況として車いすによる移動が困難な場合 | １ |
| 住宅の物理的な環境から、入浴に非常に手間がかかる場合（ただし、ケアプランに入浴介護が含まれる場合） | １ |
| 長期間（概ね６か月以上）の入所・入院状態から退所・退院するにあたり、一時的に多くの支給量が必要な場合（３ヶ月ごとに状況確認し、最大６ヶ月間） | ５ |
| 家族等との同居から単身生活を始めたばかりで生活に慣れるまで一時的に多くの支給量が必要な場合（３ヶ月ごとに状況確認し、最大６ヶ月間） | ５ |
| 本人の身体の状況に関すること | 物理的に時間を要するコミュニケーション支援が必要な場合 | ４ |
| 排泄介護・水分補給・体位変換等のため、夜間介護が必要な場合 | ５ |
| 医療的な介護が常時必要な場合 | ６ |
| 治療の必要な疾患があり、医師より健康管理が必要な場合 | ３ |
| 嚥下が困難であり、食事に時間を要する場合（ただし、ケアプランに食事介護が含まれる場合） | １ |
| 嚥下が困難等のため、きざみ食やミキサー食等が必要であり、物理的に調理行為に時間を要する場合（ただし、ケアプランに調理が含まれる場合） | １ |
| 体重・体格・麻痺等の状況から移乗等に際して１人での対応が困難であり、２人介護の必要な場合（ただし、ケアプランに２人介護が含まれている場合） | ５ |
| 加算項目の合計評価点 | 　　　点 |

別表１２《重度訪問介護》　加算時間数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 加算評価点数の合計点数 | 基本時間数 | 加算割合 | 加算時間数 |
| 　□　１点　～　２点 |  | 　×１５％ |  |
| 　□　３点　～　４点 |  | 　×２０％ |  |
| 　□　５点　～　６点 |  | 　×２５％ |  |
| 　□　７点　～　８点 |  | 　×３０％ |  |
| 　□　９点　～　１０点 |  | 　×３５％ |  |
| 　□　１１点　～　１２点 |  | 　×４０％ |  |
| 　□　１３点　～　１４点 |  | 　×４５％ |  |
| 　□　１５点　～ |  | 　×５０％ |  |
| 合計加算時間数 | 　　　　　時間 |

　※　端数は、切り上げ

別表１３《重度訪問介護》　減算時間数

|  |  |
| --- | --- |
| 減算項目 | 減算時間数 |
| □　区分６（重度障害者包括支援対象者）で日中活動系サービスを受けている場合 | １２４ |
| □　区分６（上記以外の方）で日中活動系サービスを受けている場合 | １０３ |
| □　区分５で日中活動系サービスを受けている場合 | ８２ |
| □　区分４で日中活動系サービスを受けている場合 | ６６ |
| □　区分６（重度障害者包括支援対象者）で介護保険対象者 | １２４ |
| □　区分６（上記以外の方）で介護保険対象者 | １０３ |
| □　区分５で介護保険対象者 | ８２ |
| □　区分４で介護保険対象者 | ６６ |
| □　行動援護と併せて支給決定する場合 | 行動援護で算定される時間数 |
| 合計減算時間数 | 　　　　　　　時間 |

別表１４　《重度障害者包括支援》　基本時間数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　介護力障害支援区分 | 介護力Ａ | 介護力Ｂ | 介護力Ｃ |
| 重度障害者包括支援該当者 | ５４，６００単位（３１２時間） | ４５，５００単位（２６０時間） | ３６，４００単位（２０８時間） |
| 該当者のうち介護保険対象者 | ３２，１９０単位（１８４時間） | ２６，８２０単位（１５４時間） | ２１，４６０単位（１２３時間） |

　※　介護力の区分については、別表２のとおりとする。

別表１５　《短期入所》　基本日数

|  |  |
| --- | --- |
| 障害支援区分 | 基本日数 |
| 区分１　～　区分６ | ５日 |

別表１６《短期入所》　加算日数

|  |  |
| --- | --- |
| 加算項目 | 加算日数 |
| □　単身世帯及びそれに準ずる世帯の場合 | ２日 |
| □　家族の中に要介護者がいる場合 | ２日 |
| □　介護者の入院等の場合 | 必要な期間 |
| □　全身性障害者及びこれに準ずる者の場合 | ２日 |
| □　在宅生活を維持するために特別な配慮が必要と認められる場合 | 必要な期間 |
| 合計加算日数 | 　　　　　　　　　　日 |

別表１７《共同生活援助利用者が受託居宅介護サービスの提供を受ける場合》

|  |  |
| --- | --- |
| 障害支援区分 | 基本時間数 |
| 区分６ | ３１ |
| 区分５ | ２１ |
| 区分４ | １５ |
| 区分３ | １０ |
| 区分２ | ２．５ |